

[事案 27-62] 新契約・転換契約無効請求

・平成 27 年 9 月 30 日 裁定終了

<事案の概要>

契約時の募集人による説明が不十分であったことを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 2 年 1 月に契約した生存給付金付定期保険および同保険を転換して平成 22 年 1 月に契約した終身医療保険について、募集人より、受取金（生存給付金）が払込保険料を下回ることの説明がなく、受取金が払込保険料を上回る商品と誤解したので、両契約の保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

本件手続にあたっての募集人の説明に不備はないので、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明方法・内容に不適切な点があったかどうかなど契約時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約の際、募集人に説明義務違反があったとは認められず、また申立人が誤認していたとしても、契約の無効は認められないこと、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。